

三木市指定給水装置工事事業者更新申請のご案内

三木市上下水道部水道業務課

受付時間 午前9時 ～ 午後4時30分
(土曜日・日曜日・祝日 年未年始を除く。)

受付場所 三木市上下水道部 水道業務課 経営管理係
住所 〒673-0433 兵庫県三木市福井字鷹尾1950-1
電話 0794-82-2010

※ 更新申請の郵送、インターネット、ファックスによる受付は行っていません。

令和元年10月1日より水道法の一部を改正する法律が施行され、給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されました。

この改正法により、指定の有効期限が従来の無期限から5年間となることから、引き続き指定を受けようとする指定給水装置工事事業者様におかれましては、指定の有効期限内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期は、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認のうえ、期間内での手続きをお願いいたします。

1 有効期間及び更新手続き

初回の更新手続きについては、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛てに、通知文を郵送します。

三木市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日

(注1) 指定を受けた日とは、三木市指定給水装置工事事業者として新規に指定を受けた日となります。指定事項の変更等により新たに発行した指定証に記載されている日は、指定を受けた日には該当しません。

(注2) 更新申請の受付期間の設定は、水道事業者ごとに異なりますのでご注意ください。

2 申請書類

様式等の名称		確認事項	
指定更新申請書類チェック表 (本表)		記入漏れがないか全項目を確認し、チェック欄にチェックがされているか。	
指定様式	指定給水装置工事事業者 指定申請書	申請者の「氏名又は名称」、「住所」、「代表者氏名」、「役員氏名」、「事業の範囲」が登記内容と合致しているか (法人のみ) ・「事業の範囲」の記載事項が多い場合は、水道の管工事は必ず記入してください。 ・個人の場合は、事業目的を明確に示すため「管工事業」、「上水道工事」など	
		代表者印が押印されているか	
		給水区域で給水装置工事の事業を行う「事業所の名称」、「事業所の所在地」が登記簿に記載されている場合は、登記内容と合致しているか。	
		「主任技術者の氏名」、「主任技術者免状の交付番号」が免状 (写し) と合致しているか	
	誓約書	代表者印が押印されているか	
	機械器具調書	切断用機械器具、加工用機械器具、接合用機械器具、水圧テストポンプについて、それぞれ1種類以上記入されているか	
添付書類	法人	定款 (写し)	直近のもの 余白部分に 原本証明、代表者名、代表者印
		登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	コピー不可
	個人	住民票の写し	コピー不可
		機械器具の写真	機械器具調書に記入した器具が写っているもの (A4用紙1枚にまとめて印刷)
		三木市指定給水装置工事事業者証	三木市から交付された指定給水装置工事事業者証の原本
指定様式 添付書類	指定更新時確認事項 及び添付書類	指定申請書と同じ印が押印されているか 記入事項に記入漏れはないか 添付書類に漏れはないか	
手数料	指定更新手数料	指定更新手数料 10,000円 ・更新申請受付時に納付書を発行しますので、上下水道部庁舎内水道お客様センター窓口で納付してください。	